

第16回加東市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の概要（4月23日）

内容：緊急事態宣言の発出が予定されていることから、対策本部会議を開催し、以下のとおり市の施設の利用制限（令和3年4月25日から5月11日まで）について決定しました。

- ① 社福祉センター・滝野福祉センター・東条福祉センターは利用を停止。ただし、窓口業務は通常どおり。
- ② 児童館、は貸館を停止。ただし、電話相談は実施。
- ③ 図書館は、閲覧席を3分の1に制限して、通常時間どおり開館。ただし、学習スペース、CD・DVD・ビデオの視聴、インターネット用パソコンの使用は停止。また、おはなし会等の行事は中止。なお、貸出期間は1週間延長し、4週間で1人30冊まで貸出し可能。
- ④ 市内公立小中学校の体育館・グラウンドは、目的外使用としての貸出しを停止。（学校教育活動の利用は継続）
- ⑤ 社会体育施設（体育館、グラウンドなど）は利用を停止。ただし、滝野総合公園体育館での窓口業務は通常どおり。
- ⑥ 公民館、明治館、さんあいセンター、コミュニティセンター東条会館、加古川流域歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷旧尾崎家は利用を停止。ただし、窓口業務は通常どおり。
- ⑦ やしろ国際学習塾、東条文化会館は、イベント中止、貸館も停止。ただし、窓口業務は通常どおり。
- ⑧ とどろき荘、滝野温泉ぼかぼ、南山活性化支援施設ミナクル、加東アート館、アクア東条、やしろ鴨川の郷は、利用を停止。
- ⑨ 道の駅とうじょうは、通常営業。ただし、施設内飲食店等（コンビニエンスストアを除く。）の営業時間は20時閉店の協力要請。
- ⑩ 滝野にぎわいプラザは通常営業

加東市のその他の対応について

- ・市立小中学校は、感染防止対策を徹底し、通常授業を継続する。
- ・アフタースクールや市立こども園・保育園は、感染防止対策を徹底し、通常保育を継続する。
- ・発達サポートセンターは、個別相談業務のみ実施する。

- ・県から飲食店への見回りの要請があれば対応する。
- ・施設の休館により影響のある施設内飲食店の休業については、国の支援制度の活用を含め検討する。
- ・各施設の利用制限については、各施設のホームページを更新し、詳細を周知する。
- ・職員の勤務体制については通常どおりを基本とし、時差出勤勤務制度やテレワークを利用した在宅勤務制度の活用も推進していく。
- ・今後、学校の授業はパソコンを利用した自宅でのリモートとなっても対応可能と考える。

以上のとおり確認・決定しました。